

議案第9号

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月24日提出

新居浜市長 古川 拓哉

新居浜市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の給与に関する条例（昭和31年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「第5項」を「第6項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間」を「支給単位期間」に、「それぞれ次に」を「6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて市長が規則で」に改め、同号アからスマまでを削り、同条第3項中「第5項」を「第6項」に改め、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項中「自動車等」を「自動車等及び駐車場等」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「月」を「月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が規則で定める場合にあっては、その翌月）」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「及び」を「、」に、「)の」を「)及び前項第1号に定める額の」に、「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が市長が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの

(市長が規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市長が規則で定める額
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 2 新居浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項及び第21条第3項中「第10条第7項から第9項まで」を「第10条第8項から第10項まで」に改める。

提案理由

人事院勧告に伴う一般職の国家公務員の給与改定に準じて、駐車場等を利用する職員に対し通勤手当を支給する等のため、本案を提出する。